

保障措置実施に係る事業者連絡会

－はじめに－

原子力規制庁保障措置室
2025年4月22日

- 日頃より保障措置の実施に御尽力いただき、感謝致します。
- IAEAは2024年6月、2023年版の保障措置活動に関する報告を公表。この中で我が国について、国内のすべての核物質が平和的活動にとどまっていると評価（拡大結論）。2003年版報告以来、連続した評価を得た。
- IAEAの全査察活動（人・日）のうち、日本での査察は20%超を占めた。

- 六ヶ所再処理施設等に対する保障措置業務の増を見込んで、体制を強化。中期的な体制拡充の必要性も議論。

1) 担当組織の強化、定員増

- ・今後の業務の大幅増に的確に対応するため、
 - ①本年7月1日付で「参事官(保障措置担当)」を設置予定。「(室)」から格上げ
 - ②規制庁査察官の定員枠を、本年度、4名増員。

2) 原子力規制委員会の第3期中期目標策定における議論

- ・今後5年間(2025～2029年度)の目標として、
 - ①増大が見込まれる保障措置活動に対応するための体制の拡充
 - ②指定機関(核物質管理センター)との連携強化
 - ③我が国の保障措置活動の体制の強化の検討 等を盛り込んだ。

3) 継続的な“3S連携”の取組

- ・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)に係る原子力規制庁内の情報の共有や調整ルールを着実に運用。

- 我が国における保障措置への取組について、個別課題はあるものの、総じて評価。
 - 本年を目途に、日本への国レベル保障措置アプローチ(SLA)を見直す予定。
 - IAEAとしても、「効果を下げることのない査察業務の効率化」は課題。
 - 我が国における技術開発プロジェクトの進展にも注目(“次世代炉”、新型燃料等)。
 - 国際情勢に留意しつつ、日本からのさらなる貢献に期待。
(例えば、情報処理や研究マネジメントなど、保障措置・原子力以外の分野のコストフリーエキスパートの募集も)
- 原子力規制庁としても、効率的・効果的な保障措置の実施や、継続的な改善に取り組んでいきます。引き続きご協力をお願い致します。